

官報

昭和四十一年二月二十五日

第五十一回 衆議院會議録 第十九号

昭和四十一年二月二十五日(金曜日)

昭和四十一年二月二十五日
午後二時 本会議

○今日の会議に付した案件

議員請暇の件
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
及び相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
福田大蔵大臣の昭和三十九年度決算の概要につ
いての発言及び質疑

午後二時十九分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(山口喜久一郎君) おはかりをいたしま

議員西村國一君から、海外旅行のため、三月二十六日から三月二十二日まで二十五日間、議員池田正之輔君から、海外旅行のため、三月十一日から三十日まで二十日間、議員藤生良方君、同石田博英君、同加藤清二君、同木村武千代君、同佐藤次郎君及び同中曾根康弘君から、海外旅行のため、三月十四日から二十三日まで十日間、右いずれも請暇の申し出があります。これを許可するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び相続税法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求め

めま。大蔵大臣福田越夫君。

〔国務大臣福田越夫君登壇〕

○国務大臣(福田越夫君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び相続税法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、昨年八月、経済の安定的成長に即応する税制のあり方とその具体化の方策につきましても、税制調査会に諮問いたしましたところであり、昨年末同調査会から、当面改正を必要とする事項について、昭和四十一年度の税制改正に関する答申が提出されました。政府といたしましては、当面の経済情勢と、これに対処する来年度財政金融政策の基本的なあり方と関連し、この答申について鋭意検討を行なつてまいりましたのであります。

さきに私は、当面の不況を打開するとともに、経済の安定的な成長を確保し、あわせて家計にも企業にもそれぞれ蓄積を厚くすることができよう、今後の財政金融政策の新たな展開をはかる旨、所信を申し述べました。租税政策におきましては、その一環として、税制の持つ景気調整効果と経済的誘因を考慮しつつ、国民負担の軽減と、これによる生活の向上及び需要の喚起につとめるとともに、企業の体質改善及び強化をはかることが肝要であると考え次第であります。

このような基本的な考え方に基づき、今回の税制改正の具体的な方向については、特に次の諸点に留意することとしたのであります。

まず、家計におきましては、個人の所得税負担の実情に配慮し、特に中小所得者の負担を軽減することに重点を置いて、所得税の各種控除を引き上げ、また、税率の緩和を行なうとともに、国民の適正な財産形成に沿った相続税及び贈与税の軽減と、健全な消費需要の喚起に関連の深い物品税の減税を実施することを主眼としたのであります。

次に、企業におきましては、法人税率の引き下

げによって、内部留保の充実をはかるほか、資本構成の改善、産業体制の整備、輸出の振興等に資するための諸措置を講ずることとしたのであります。

なお、中小企業については、その体質を一層強化するため、中小企業の実情に即した特別な配慮を加えた次第であります。

以上のような基本的考え方に基づいて行なう今回の税制改正による減税額は、国税で平年度三千六十九億円のほるのであります。各税につきまして所要の法律改正案は逐次御審議を願うわけであり、今回はそのうち所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び相続税法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

この改正案においては、さきに申し述べました考え方に基づき、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかることがその要点であり、そのための基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を引き上げるとともに、給与所得控除につきましても、また、中小企業の専従者控除の控除限度額についても引き上げを行なうこととしたのであります。これらによりまして、所得税の課税最低限は、夫婦子供三人の標準世帯の給与所得者で、現在の約五十六万円から約六十三万円となるのであります。また、税率につきましても、課税所得三百万円以下の階層に適用される税率の調整緩和をはかることとしたのであります。なお、生命保険料控除及び寄付金控除における控除限度額の引き上げを行なうほか、所要の規定の整備をはかることとしたのであります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案についてその大要を御説明申し上げます。

この改正案におきましては、法人税率を引き下げることがその要点であり、普通法人の留保分に對する税率は二%引き下げるとともに、特

昭和四十一年二月二十五日 衆議院會議録第十九号

所得税法の一部を改正する法律案外二案についての福田大蔵大臣の趣旨説明 所得税法の一部を改正する法律案外二

二六八

に年三百万円以下の所得に対しては、資本金が一億円以下の法人について、その引き下げ幅を三％とすることにし、また、この税率の改正に準じて、協同組合等に対する税率も引き下げることとしたしております。さらに、同族会社の留保所得課税につきましては、その控除率及び控除額を引き上げて、その負担軽減をはかるほか、所要の規定の整備をはかることとしておるのであります。

最後に、相続税法の一部を改正する法律案について、その大要を御説明申し上げます。

この改正案においては、中小財産階層に重点を置いて、相続税、贈与税の負担軽減をはかるため、次の措置を講ずることとしたのであります。

まず、相続税につきましては、遺産にかかわる基礎控除を大幅に引き上げるとともに、相続人のうちに婚姻期間が十五年をこえる配偶者がある場合には、新たに遺産額から最高二百万円の特別控除を行なうこととしております。この結果、課税最低限は、配偶者を含めて相続人五人の標準的な相続の場合には、現行五百万円から一千万円に引き上げられることとなります。また、税率につきましても、その全般にわたり中小財産階層の負担の軽減に重点を置きつつ、累進度を緩和することとしたのであります。

贈与税についても、課税価格千五百万円以下の贈与財産階層に適用される税率を引き下げることとしたしております。なお夫婦間における財産の贈与につきましては、婚姻期間が二十五年以上の夫婦間におきましては、居住用財産の贈与が行なわれなかった場合、二百万円まで贈与税の課税が生じないよう、配偶者控除の制度を新たに設けることとしたのであります。

以上、三法律案の趣旨について御説明申し上げます。(拍手)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣下(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑(山崎久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。平林剛君。

〔平林剛君登壇〕

○平林剛君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました所得税法、法人税法並びに相続税法の一部を改正する法律案に対し、これを総合的に問題点を指摘しながら質疑を展開しようとするのであります。(拍手)

昭和四十一年度の税制改正は、本格的な公債発行という財政転換期における減税として、全く新しい条件下にあること、また、租税政策が財政の環境として積極的な経済政策的意図を加えていること、何と云っても、当面の経済不況を乗り切るために、佐藤内閣の税制が、蓄積ある企業とか、企業の体質改善という名において大きく企業減税重視に転換したことであります。これは、法人の留保所得に対する軽減税率の引き下げをはじめ、建物の耐用年数の短縮など、合計千七百七十七億円を集中したことで明瞭でありまして、この結果、国税における所得税減税と企業減税の割合は、昨年の約三対一を、ことは七対五と拡大し、相対的に所得税減税の効果を薄めたことは何人も否定できなと思うのであります。(拍手)

かくして、最近における物価の値上がり、所得格差の増大の中で、負担の公平という税制の基本的な原則は著しく後退し、所得税減税を優先せよという国民の期待は大きく裏切られたと思うのであります。

政府の説明によりますと、国税、地方税を通じて、画期的な大幅減税三千六百億円も、所得税の減税額は、諸控除の引き上げと税率の緩和を含めて、平年度千五百五億、初年度、つまり昭和四十一年度においては千二百八十九億円と、タケノコの皮をはぐようにだんだんとやせ細っておるのであります。これを納税者の立場からながめま

と、給与所得者、年収百万円、夫婦子供三人の標準世帯において、初年度一万一千三百五十五円、平年度でも一万五千円でありまして、一月に千二百五十円、一日に、たばこでいえばピース一箱、いこいはいくつか買うことができないのであります。これは、今後の物価上昇を、政府の見通しのおり五・五％としたとしても現実問題として、消費者米価の値上がりや、国鉄、私鉄運賃、郵便料金の値上がりなどを考えますと、一体政府の減税は国民に何を与えたものでありましようか。

政府は、これを戦後最大の規模、実質のある減税と宣伝いたしておりますが、第一に、昭和四十一年度の国税収入見積もりは三兆四千六百七十七億円、昭和四十年度補正後の三兆二百八十七億円に比べると、減税どころか、三千七百八十億円の増収ではありませんか。第二に、昭和三十三年、池田蔵相時代の一千億減税が、一兆円予算であったことを思うと、財政規模が四兆三千億をこえることしの減税を、実質的に戦後最大の減税と受け取るわけにはまいりません。いんや、これを史上最大の減税、ゆとりのある家庭の実現と、見えずいた飾りのことばだけでは、佐藤内閣の評判が一

向に高まらないのは当然のことであると思うのであります。(拍手)

さてそこで、総理に対する第一の質問は、企業減税の重視と長期税制答申との関係についてであります。

昭和三十九年十二月、税制調査会は、三カ年にわたる慎重審議の結果、わが国税制の基本的なあり方を答申しました。これによると、第一に、国民の税負担の現状から見て、今後引き続き所得税に重点を置いて減税を実施すること、第二に、法人税は諸外国に比べて必ずしも高いとは認められないこと、第三に、租税特別措置などの優遇措置は、これを整理、縮小すること、などを柱にしております。今回の税制改正は、この長期税制答申に重大な変貌を与えたものといわなければなりません。総理の明確な御釈明を求めたいと思

りません。総理の明確な御釈明を求めたいと思

のであります。また、福田大蔵大臣は、この企業減税重視を否定しないばかりか、所得の源泉である企業を助けることは、今日の不況をすみやかに打開する当然の考え方と答へ、あるときは、卵を生む鳥をこの際大いに肥育していききたいと述べておるのであります。しかしながら、この肥育される鳥こそ、自由経済の森に君臨し、好況期に過大な利潤の卵を生みながら、国民にはね返りの栄養も与えず、さて不況になると、体質改善を口実にして企業減税を要求する欲ばりな鳥ではございませんか。

私は、もし真に企業の体質改善をはからんとするならば、何でも政府におんぶして、経営悪化の責任を税制にたよる根性を立て直すことが肝要であると思ふのであります。(拍手)政府は、このため、かつて年間五千三百億円をこえる交際費の乱費、三千五百億円の広告費のはらんに対して、これを抑制する企業努力と損金不算入の割合を高める措置をとるべきであると思ふのですが、いかがでございませうか。

まして、現在のように、設備過剰に基因する不況下において、いたずらに企業減税の拡大をはかりましても、それは大企業の利潤確保に血税を与えるだけで、一般においては波及効果の高い投資よりも、内部留保と借入れ金の返済などに充てられるだけでございませう。これを有効需要の拡大に向かうと期待することは、欲ばりな鳥を追いかけて、卵をはしががる狩人のように、正しい道と経済的效果を誤るやぶにらみの租税政策だと思ふのであります。(拍手)もし、長期展望に立って、産業政策としての効果をねらい、企業減税の拡大を継続するのであれば、まさしく長期税制答申を無視して、税負担の公平を破り、税制の経済的效果を乱用するものといわなければなりません。総理、大蔵大臣に反論があれば承りたいと思

います。

昭和四十一年度の税制改正は、本格的な公債発行という財政転換期における減税として、全く新しい条件下にあること、また、租税政策が財政の環境として積極的な経済政策的意図を加えていること、何と云っても、当面の経済不況を乗り切るために、佐藤内閣の税制が、蓄積ある企業とか、企業の体質改善という名において大きく企業減税重視に転換したことであります。これは、法人の留保所得に対する軽減税率の引き下げをはじめ、建物の耐用年数の短縮など、合計千七百七十七億円を集中したことで明瞭でありまして、この結果、国税における所得税減税と企業減税の割合は、昨年の約三対一を、ことは七対五と拡大し、相対的に所得税減税の効果を薄めたことは何人も否定できなと思うのであります。(拍手)

かくして、最近における物価の値上がり、所得格差の増大の中で、負担の公平という税制の基本的な原則は著しく後退し、所得税減税を優先せよという国民の期待は大きく裏切られたと思うのであります。

政府の説明によりますと、国税、地方税を通じて、画期的な大幅減税三千六百億円も、所得税の減税額は、諸控除の引き上げと税率の緩和を含めて、平年度千五百五億、初年度、つまり昭和四十一年度においては千二百八十九億円と、タケノコの皮をはぐようにだんだんとやせ細っておるのであります。これを納税者の立場からながめま

と、給与所得者、年収百万円、夫婦子供三人の標準世帯において、初年度一万一千三百五十五円、平年度でも一万五千円でありまして、一月に千二百五十円、一日に、たばこでいえばピース一箱、いこいはいくつか買うことができないのであります。これは、今後の物価上昇を、政府の見通しのおり五・五％としたとしても現実問題として、消費者米価の値上がりや、国鉄、私鉄運賃、郵便料金の値上がりなどを考えますと、一体政府の減税は国民に何を与えたものでありましようか。

政府は、これを戦後最大の規模、実質のある減税と宣伝いたしておりますが、第一に、昭和四十一年度の国税収入見積もりは三兆四千六百七十七億円、昭和四十年度補正後の三兆二百八十七億円に比べると、減税どころか、三千七百八十億円の増収ではありませんか。第二に、昭和三十三年、池田蔵相時代の一千億減税が、一兆円予算であったことを思うと、財政規模が四兆三千億をこえることしの減税を、実質的に戦後最大の減税と受け取るわけにはまいりません。いんや、これを史上最大の減税、ゆとりのある家庭の実現と、見えずいた飾りのことばだけでは、佐藤内閣の評判が一

なお、経済企画庁長官には、この際、当面の不況において、企業減税と所得税減税とどちらが有効需要の拡大に通じるか、お人柄を見込みましてお尋ねいたしますから、良心的なお答えをいただきたいと存じます。

私も日本社会党は、当面する国民の最大関心が物価の安定と並んで生活の安定と向上にあることにかんがみ、減税政策においても、直接需要拡大につながる勤労所得税、住民税の減税に重点を置いて、減税規模を初年度四千億円とし、課税最低限も標準世帯において八十万円程度まで引き上げることが必要であると思うのであります。また、このための財源は、大企業に対する租税特別措置の廃止、高額所得者に対する累進税率の強化等によることといたしております。総理大臣も、この際、国民総需要の半ばを占める個人消費を伸ばし、下からの最終需要の拡大、経済の安定成長をはかるため、所得税の大幅減税に切りかえる御意思はございませんか。

福田大蔵大臣、あなたも、昨年一月、衆議院本会議のこの演壇において、自由民主党を代表して、「総理は、党総裁選挙に立候補の際、三千億減税の構想を発表されましたが、三千億などと申さず、さらに野心的な大減税を目標とせよ」と叱咤激励されたことをお忘れなければ、不況打開を所得税の大減税によって求められたらいかでございましょうか。

ところで、今回の減税によって、給与所得者に対する課税最低限は、標準世帯で年収六十三万円程度となりました。しかし、これによる減税の実感はいかす、今後の物価上昇を思えば、とてもゆとりのある家庭を築くわけにはまいりません。試みに、平均国民所得に対する課税最低限の割合を税制調査会の資料で申しますと、昭和三十一年に五・五％、昭和三十三年には四・五・九％と著しく下がり、四十年で約四・九％となりましたが、戦前の昭和九一十一年当時は、この割合が一・九一％、つまり平均国民所得の二倍程度以上の層が納

税者であったのであります。当時と今日では、事情が異なるにいたしましても、最近の納税者になり低所得層に広がっておることは厳肅なる事実であると思うのであります。

政府が、もし生計費に課税しないというたてまえをとるなら、総理府の統計によっても人口五万以上の都市の標準世帯の平均生計費が八十万円に達しておるのでありますから、せめて年間八十万円までは課税をしないというのが、私はこれこそ当然の考え方だと思ふのであります。総理は、この課税最低限度額について、将来の目標として八十万円程度にすることを考えているとお答えになりましたが、この将来とは一体いつのことでありませうか。また、総理は、明年度以降の長期減税の構想でもおありになってこの目標をお述べになったのであります。単なる願望として数字を示されたのであります。明らかにしてほしいと思ふのであります。(拍手)

なお、課税最低限を引き上げるために諸控除を検討し、高校、大学に在学させる父兄の教育費が増加する傾向を考慮いたしまして、教育費控除あるいは学資金控除の新設をぜひ取り入れる必要があると思ひますが、いかがでございませうか。この問題については、文部大臣にも今日までの経過と御所信を承っておきたいと思ひます。

また、大蔵大臣は、今回の所得税の減税千五百億の中で、実質減税と物価調整に要する額とはどういう数字になるのか。昨年の所得税減税八百億のうち物価調整は六百億円というように、この数字は実質的な減税の実体を立証すると思ひますので、ぜひお示し願ひたいと思ひるのであります。

それから、最低生計費には課税してないという証拠として、評判の大蔵省献立のメニューはことしは物価高のため発表しないという話がありますが、これはなぜでありませうか。

さらにお尋ねしたいことは、所得税における最低税率を八％より八・五％に引き上げた理由

であります。政府は、今回の減税は中小所得者の負担軽減に重点を置いたと述べられました。しかしながら、税率の緩和を課税所得三百萬円の線に及ぼし、最低税率を引き上げて、税額にして百億圓に近いものを低所得層からそれぞれ奪ったことは、私のどうしては納得しがたいこととあります。(拍手)課税所得三百萬圓といえ、月に税込三十萬圓程度の所得がある階層でありまして、四十年度の税制調査会資料によれば、この階層、すなわち所得二百萬圓から五百萬圓の所得者の四一・七％は配当所得者といわれておるのであります。昨年十月の大蔵省の税制提出資料では、課税所得四百万以上の所得納税者は約九萬八千人でありまして、いま、かりにこの十万人程度の減税額を大ざっぱに計算をいたしますと、百十億見当になるのであります。納税者数でいえば〇・六％程度のこの階層、しかも、分離課税とか配当控除の特典を十分に享受できる高所得者には相当の減税が行き渡るかと思ふと、低所得層からは、最低税率を引き上げて、税額百億圓を調整するとは、何と

いふ思いやりのない政治ではございませうか。(拍手)こういふ減税は、史上最大の減税というより、まことに非情最悪の減税と思ふのであります。こうしてわが国の納税人員は、昭和三十年度の千九十一万人から年々増加の傾向をたどり、昭和三十三年には倍増し、昭和四十年度には二千万人をこえ、今回の減税によっても一向に減少しないのであります。大蔵省が東京都内の法人を選定して行なつた実態調査によれば、なお高校卒業者の七二％は就職した翌年から税金を取られる現象が続き、昨年九月には、税金を取るのが商売の国税庁が、税制調査会に対して、近年税金を納める人や法人が増加して仕事の分量がふえたのに、税務職員の数がふえず、仕事に追いつかえていて悲鳴をあげ、まことに皮肉な状態に置かれておるのであります。おそらく国税庁業務はその機能に相当の渋滞を来し、大口脱税者の摘発も、大企業に対する

適正課税の確認もとれないでいるのではないでございましょうか。総理にその御感想を承りたいと思ひます。

次に、私は、通達行政の弊についてお尋ねしたいと思ひます。

昨年昭和四十年度の税制改正のあり、税制の整備等をはかるために、所得税法、法人税法の全文改正が行なわれましたが、改正法の中の政令委任事項が、所得税法においては二百六十六カ所、法人税法においては二百三十三カ所あることが論議の対象となりました。租税法定主義は国民の権利であります。数額についてまで政令に委任することは、国会権能の縮小であり、通達行政のはんらん、国税庁や税務署の権力乱用の批判を受ける結果となりませう。このような傾向を是正することは、政府も積極的にほしいと思ひますが、いかがでございましょうか。

また、法人税の転嫁問題について何っておきたいと思ひます。

今日までの税制調査会において、大企業の負担する税額は、これを価格によつて大衆に転嫁したり、下請企業へしわ寄せしたり、また、租税特別措置による恩典で、その実効税率は相当低められておることが問題となつております。企業減税に対する批判の強いとき、私は、これに対する認識と、政府においても具体的調査を実施するよう要望したいと思ひるのであります。総理、大蔵大臣の御見解はどうか。

相続税法の改正については、基礎控除の引き上げ、税率の緩和など、平年度百五十億の減税で、高額所得者に対する所得税の減税とともに、資産階層にこの手厚い配慮は、政府に何らかの政治的においがあるよう感ぜられますので、その御意図をお尋ねする次第であります。

最後に、私は、昭和四十二年以降の経済見通しと、長期減税の財源について質問したいと思ひます。

今回の減税政策が、公債発行という財政転換にお

昭和四十一年二月二十五日 衆議院會議録第十九号 所得税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する平林剛君の質疑

いて可能となつたことは申すまでもありませんが、もし政府の経済政策によつても景気の回復が順調に達せられない場合、昭和四十年度的ような税収不足にならないまでも、歳入歳出のギャップは、今後の減税財源をどうして捻出するかの問題が残ると思ふのであります。

一説には、昭和四十二年度以降、公債発行が建設公債の範囲にとどまる限り、その増加部分は減税財源に寄与しないのではないか、との観測があることは御承知のことと思ひます。そうすると、国民の税負担の現状、今回の減税の不徹底の改善は一体どうなるのでございましょうか。

総理大臣がいかにか引き続き減税をする約束されても、それは雪だるまのようにふくれ上がる公債発行によつてのみ可能になるのではないかと。それからすれば、私の主張のように、大企業に対する租税特別措置の廃止など、税負担の公平を実現しない限り、国民期待の大幅減税はあり得ないのではないかと思ひます。(拍手)総理がもし長期減税の構想を明確に示し得ないとなれば、その理由はこの点にあると思ふのでございします。お答えをいただきたいと思ひます。

以上、細部にわたりましたは委員会の審議を続けることにいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕 お答えいたします。

今回の減税は、申すまでもなく、税制調査会の答申に基づいて決定をいたしましたのであります。この所得減税、企業減税、相続税の減税、その他物品税の減税等におきましても、おおむねこの答申によつたものであります。この答申は、一昨年すでに政府に對して、長期減税計画を出してあります。この長期減税計画と矛盾しないように、その線を守り、なおかつ、今日の経済事情に合った減税を試みたのでございます。さうな意味におきまして、所得減税、同時に企業減税も行なうとい

うことであります。ただいま所得減税と企業減税の割合が七対五と、かように言われますが、私どもの計算では、所得税が六で企業減税が四、こういうことのように考えております。在来の例から申すと、所得減税がもっと大きくてもいいのであります。当面する経済情勢から申せば、企業減税もある程度この際に行なうということが望ましい、かように思ひます。

また、所得減税においてのみ有効需要が喚起されるような言い方をされますが、企業減税の結果、事業自身も基礎が強固になり、企業意欲も出てくるのであります。さういふ意味における有効需要の喚起というものはございしますから、兩者とも相まって今日の経済の不況を克服し、さうして発展への道をたどるものだ、かように御理解をいただきたいと思ひます。

また、ただいまお話があらまして、所得減税に切りかえる考えはないか、かういふことでございしますが、ただいま皆さまに減税案を御審議願ひのてございまして、私もこれは所得減税一本に切りかえるような考えはもちろんでございせん。また、標準家庭におきまして、今回の減税で五十六万円から六十三万円まで、所得減税が家計を助けることになるわけでありまして、将来、最低課税基準を八十万円に上げよう、かういふことを申しておりますが、これは一体いつのことかといふことでございします。私は、所得減税の目標を八十万円に置く、これは近い将来においてぜひとも実現したいものだ、かように考えております。

次に、法人税はいろいろかけても、これはいろいろ転嫁されるんだ、帰着問題等についての新しい議論を展開されております。これは全然新しい議論だ、かように私も思ひますので、なお研究を要する問題ではないか、かように思ひます。

次に、租税特別措置のあり方等についても御意見がございしますが、ただいまの帰着の問題とあわせて、これらについても、経済の事情に応じた処

置をとるべきだ、かように私は思ひます。私自身は、国民の税負担を軽くすることが今日の政治の一つの大きな目標だ、かように思ひます。したがって、今後とも減税には努力してまいります。したがって、四十二年以後の問題についてのお尋ねがございしましたが、今回の減税並びに今後の減税等によりまして、経済はどんどん発展していくものであります。さういふ意味におきましては、経済を定着したままでものごとを考えると、いかに公債発行をしなれば減税の余地がないような結論になりますが、経済自身が発展してまいりますのでございしますから、減税の余地はもうあるわけでありまして、かような意味で、経済を発展させ、そして減税財源を見つくる、かういふことであります。四十二年以後の問題につきましても、ただいま正確な数字はまだできておりません。将来また何らかの機会にお話を申し上げることになろうかと思ひます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫) 税制改正にあつては所得税の減税に中心を置くべきではないか、それが政府の施策、つまり需要喚起という面から当然のことではないか、かういふような御議論でございしますが、私もそれは申し上げておるのであります。政府が当面している問題は、需要喚起、景気対策だけではないのです。それはもとより非常に重大な問題ではございしますけれども、同時に、この景気回復を通じて、経済の安定的発展のレールを築き上げていこう、かういふ点もまた重大な問題であります。さういふような点から考えます際に、一定の財源がある、これを何に使うか。これは景気刺激だけの見地なら、私は公共事業に使うのが一番いいと思ひます。しかし、さうじゃない。私が申し上げるように、いま私どもは二つの問題に取り組んでおる。公共事業費の拡大もいたします。しかし同時に、所得税その他の減税をいたしまして、減税が景気に作用しないとは申し上げませんが、減税のねらいとするところ

は、所得税あるいは物品税なんかによりまして、需要の喚起ということも期待いたしますが、同時にまた、企業減税等も合わせまして、これから大事な国民の経済の安定、つまり家庭も企業も蓄積を持てるような状態にしていきたい、かように考へる次第でございします。さういふ見地から、所得税の減税も行ないます。これは大幅に行なうわけでありまして、ことにこの数年來期待をされ要望されておりますところの中堅階層の税率改正をこの際やる。また、課税最低限も六十三万円まで上げる。実質的な非常に大きな効果を持つ、かように考えております。いま、ピース一つしか減税にならぬじゃないかと申しておられましたが、これはおそろく百万円以下の小額所得者についてのお話と思ひますが、その場合には、そのとおりです。しかし、その百万円以下の低所得者は幾ら税を納めておりますか。ピース三つしか納めていないのです。それが一つ減るのです。(拍手)それでひとつ御承知をお願いいたします。

また、長期減税構想につきましてもどういふふうにか考へておるかというお話でございします。政府といたしましては、今回、史上最大の減税をやつたわけではございしますが、しかし、今後とも国民の負担を軽減し、国民が自由に働けるような基礎づくりをいたしたい、さういふ考えでございまして、長期的に減税目標というものを追つていく。その方向としては、所得税につきましては、ただいま総理からお答えがございしましたが、これはなるべく近い機会に八十万円の課税最低限を実現したい、かように考へるのであります。また、法人につきましては、いま配当課税という問題があるのです。この問題もくるめまして、法人所得の適正なあり方というものを、これを検討していきたい。それから第三に、いま税制が非常に複雑になつております。これは国民の税制といえないような状態です。これを簡素化し、国民のものとするといふような感覚、これをまた検討していきたい、かように考へておるのであります。

今度、所得税は軽減になる。しかし一方において、昭和四十一年度には五・五%の消費物価の上昇が予想される。所得税減税の効果を非常に減殺することになる。非常に私は残念です。残念でございますが、その調整減税はという数字になるかというお話でございますが、それを広く計算することがなかなかむずかしいことは、平林さんよく御承知だと思います。しかし、非常に具体的な問題です。たとえば課税最低限、去年の課税最低限の実質を、ことし幾ら減税すれば維持できるかという点について考えてみますとときには、大体三百億円ぐらいであります。そういうようなことを考えますときに、今回の所得税の減税は必ずしも私は低いというふうには思っておりません。また、最低税率を八%から八・五%に引き上げるのは不穩当ではないかというふうなお話でございます。しかし、これは課税最低限と関連して考へべき問題であります。また、税の執行上の手続というふうな見地からも考へべき問題でありまして、現に諸外国におきましては、大体最低税率は一五%から二〇%になっておる。大幅減税をいたします機会に、これを八・五%とするということは機宜を得た措置である、こういうふうに考へております。

また、教育費控除等をやるべきじゃないかというお話であります。私も、その御意見、お気持ちもつともだと思ひます。しかし、限られた財源である。限られた財源で何をやるかという、やはり諸控除の引き上げ、こういうことで課税最低限の引き上げを行なり、こういうことに結論せざるを得ない。ただし、御承知のように勤労学生あるいは身体障害者、こういう者に、特別に気の毒だというふうな事情のある者につきましては、控除の制度をとつておることは御承知のとおりであります。

さらに、三百万円以下の所得者までの税率改正を行なうのは、これは不当じゃないかというお話でございます。しかし、今日も三百万円以下と

いへば、これはわが国の国民の中堅階層であります。この中堅階層の資産形成、これはわれわれみんなが真剣になって考えていかなければならぬ問題である。さように考え、この数年来待望されておりました中堅階層の問題の解決をはかるものでありまして、決して不当なものではない、かように考えます。

さらに、納税人員が減少しないじゃないか、それで税務行政をやっているかというふうな御質問であります。確かに納税人員はそう減少しない。戦前は七十万人から八十八万人の所得税納税者が、今日二千二百万人になっておる。これを今回の大幅増税によりまして、二千万人にまで持つていくのです、引き下げるのです。そういうことで、ただいまお尋ねのことは御納得をお願いしたいと思いますのであります。

また、税法に委任事項が多いじゃないか、確かにそういう面があります。そういう面がありますので、極力法律に盛り込むように努力をいたします。またこれは御審議を願うことにいたします。

また、相続税が政治的にきめられたのじゃないかと言われますが、いま標準家庭における相続税の課税最低限は五百万です。五百万じゃ、まあ五十坪の、あるいは二十坪の建物を持つておるという、そういう人に不時の事態が起こった際に、そのうちを売らなければならぬということになる。やはりささやかでありますけれども、住宅くらい子供に残す、これは政府として考えることがあつたか国民に対する思いやりである、かように考えるのであります。(拍手)今回は五百万円の課税最低限を一千万円までは税がかからない、こういうふうにした次第であります。

なお、長期減税の財源をどうするか、これはなかなか重大な問題であります。ただいま總理からお答えがありましたけれども、われわれはいま公債を一方においては発行する、一方においては大幅な減税を行なり、この二つの政策を並行して

やつていく、必ず景気の回復が期待できると思ふのであります。減税の財源は、今日国民に、また企業に、蓄積と繁栄の基礎を与え、そしてさつき御批判がありました、鳥を太らしてということとは不当であるというお話でありますけれども、所得の根源を養つて、そしてこの長期減税の財源にする、こういうことであります。そういう所得の根源を養つて、ただ単に国民の生計を楽にせい、これは縮小経済というものであります。私も経済の成長政策をとるのであります。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕
○国務大臣(藤山愛一郎君) 所得税減税と企業減税の乗数効果はどういうことであらうかという御質問でございます。

乗数効果を正確に出しますことは、見方によつてたいへん違つております。したがつて、かりに過去の傾向をとりまして、過去の数字の上に立つて試算をいたしてみますにしても、専門家によつていろいろ乗数効果が違つてまいります。たとえばある人は、個人が〇・九だ、そうして法人が一・六だ。またある専門家は、個人が〇・六だ、そして法人が二・四だ、こういうふうな試算をする人もございします。しかし、過去のデータでこれを判断いたしますことは、私は、本年の場合には相当危険があるのではないかと思います。と申しますのは、企業の投資力が非常に減退いたしておりますのでございまして、したがつて、過去非常に高度に成長しておりましたときのデータで、この乗数効果を出すことはむずかしいと思ふのであります。したがつて、現状の上に立つて乗数効果を出すということは、ほとんど困難でございまして、われわれも、正確なことが判定しにくいというのが事実でございますが、過去の傾向から申しまして、必ずしも所得減税よりも企業減税のほうが乗数効果が低いという断定もいたしにくい、こう考へております。(拍手)

〔国務大臣中村梅吉君登壇〕
○国務大臣(中村梅吉君) 教育費の基礎控除について、その経過はどうなつておるかというお尋ねでございます。

結論は、先ほど大蔵大臣がお答えしたとおりの状況でございますが、文教を担当しております文部省としましては、近年父兄の負担する教育費の現状にかんがみまして、何とか高等学校以上の学生、生徒の授業料について、所得の基礎控除をしてもらいたいという趣旨をもちまして、昭和三十一年以降、税制調査会が税制改革を検討するつど要望しておるところでございますが、現在の段階では、この授業料にもいろいろな格差がございまして、あるいは勤労学徒、青少年との関係等もありまして、そういういろいろな事情で、一般的に基礎控除の拡充によつて対処するのが適當である。こういうふうな結論で、われわれの要望は達成せられていないのが現状でございます。今後とも十分検討してまいりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕
○国務大臣(福田赳夫君) あまりたくさんなことがありまして、聞き漏らしました。

献立のことは、初めて今席ここで承りましたので、私も、去年そういうことがあつたのかどうか承知しておりません。ことしどうするか承知しておりますが、いずれ取り調べまして、お答えをする機会を得たいと存じます。

なお、交際費課税につきましては、昭和四十年におきまして税制の改正をいたしまして、これを強化する措置をとつたのであります。とつたばかりでございますから、今後この推移を見ましまして、なお相談をしたい、考えていきたい、かように考へております。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

福田大蔵大臣の昭和三十一年度決算の概要について

昭和四十一年二月二十五日 衆議院會議録第十九号

福田大蔵大臣の昭和三十九年度決算の概要についての発言
富三君の質疑

二七二

○議長(山口喜久一郎君) 大蔵大臣から、昭和三十九年度決算の概要について発言を求められております。これを許します。大蔵大臣福田大蔵君。

〔国務大臣福田大蔵君登壇〕

○国務大臣(福田大蔵君) 先般、本国会に提出いたしました昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和三十九年度予算は、昭和三十九年三月三十一日に成立いたしました本予算と、昭和三十九年十二月十五日に成立いたしました補正予算とからなるものであります。

昭和三十九年度本予算は、財政金融上の諸施策を積極的に拡充し、農林漁業及び中小企業対策の推進、社会保障関係諸施策の推進、文教の刷新充実及び科学技術の振興、輸出の振興、社会資本の整備充実、地方財政の充実等の重要施策を推進するとともに、租税負担を軽減することとして編成されたものであります。

なお、本予算成立後、給与改善に必要な経費、災害復旧に必要な経費、農業共済再保険特別会計への繰り入れに必要な経費、診療報酬の改定に伴い必要な経費及び食糧管理特別会計への繰り入れに必要な経費等について、補正予算を行なったのであります。

昭和三十九年度におけるわが国の経済を顧みますと、年度の前半においては生産は依然として根強い増勢を続けたのでありますが、この間において、輸入が高水準ながら落ちつきを見せた反面、輸出が大幅な増加を示したため、国際収支は予想以上に早い立ち直りを見せ、年度の後半に入ると引き締めの効果の浸透が見られ、国内需要も落ちつきを見せるに至ったので、引き締め政策は、昭和三十九年末から昭和四十年初めにかけて逐次解除されたのであります。

このような経済の推移の結果、昭和三十九年度の国民総生産は二十五兆六千六百八十一億円に達

し、前年度に対し一四・七％、実質一・一％の増加と相なりました。また、鉱工業生産は前年度に比し一三・五％の増加となり、国際収支は、輸出の増加に基づく貿易収支の好転により、年度間の総合収支で三千四百万ドルの黒字となった次第であります。

以下、決算の内容を数字をあげて御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は三兆四千四百六十七億四角、歳出の決算額は三兆三千九百九十九億四角でありまして、差し引き千三百五十七億四角の剰余を生じました。この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、翌年度、すなわち、昭和四十年の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、この剰余金千三百五十七億四角から昭和四十年に繰り越しました歳出予算の財源に充てなければならぬ金額四百二十一億四角、及び前年度までに生じた剰余金の使用残額六百九十六億四角を差し引きますと、二百三十九億四角が昭和三十九年度に新たに生じた純剰余金となるのであります。しかし、昭和三十九年度に新たに生じた純剰余金二百三十九億四角から地方交付税及び道庁整備事業費の財源に充てられることとなる額六億四角を控除した残額二百三十三億四角の五分の一を下らない額に相当する金額につきましては、財政法第六条第一項及び同法附則第七条の規定によりまして、公債または借入れ金の償還財源に充てなければならないことと相なるわけであり、

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額三兆三千四百四十四億四角に比しまして千六十二億四角の増加となるのであります。このうちには、昭和三十八年度剰余金の受け入れが、予算額に比べて千九十八億四角を増加したものを含んでおりますので、これを差し引きますと、昭和三十九年度歳入の減少額は三十六億四角と相なるのであります。その内訳は、租税

及び印紙収入における減少額百九十六億四角、専売納付金における増加額六十三億四角、官業益金及び官業収入における減少額十五億四角、政府資産整理収入における増加額八億四角、雑収入における増加額百三億四角となっております。

一方、歳出につきましては、予算額三兆三千四百四十四億四角に昭和三十八年度からの繰り越し額四百二十二億四角を加えた予算現額三兆三千八百七十六億四角から支出済み額三兆三千三百九十九億四角を差し引きますと、その差額は六百九十七億四角でありまして、そのうち、昭和四十年に繰り越した額は、前述のとおり四百二十一億四角であり、不用額は二百七十五億四角となっております。

次に、昭和四十年への繰り越し額の内訳を申し上げますと、財政法第十四条の三第一項の規定により、あらかじめ国会の議決を経て繰り越しましたもの三百九十八億四角、財政法第四十二条ただし書きの規定により、避けがたい事故のため繰り越したものの九億四角、財政法第四十三条の二第一項の規定により、継続費の年割り額を繰り越したものの十三億四角であります。

次に、予備費であります。昭和三十九年度一般会計における予備費の予算額は三百億円であり、その使用額は二百八十三億四角であります。次に、一般会計の国庫債務負担行為について申し上げます。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の権能額は六百四十五億四角であります。このうち実際に負担いたしました債務額は六百二十五億四角でありますので、これに既往年度からの繰り越し債務額九百九十二億四角を加え、昭和三十九年度中に支出その他の理由によって債務が消滅いたしました額八百三十四億四角を差し引きました金額七百八十四億四角が翌年度以降に繰り越された債務額に相当するのであります。

財政法第十五条第二項の規定に基づく国庫債務負担行為の権能額は三十億円でありますが、この

うち実際に負担いたしました債務額は三億四角であります。そのうち昭和三十九年度中に支出その他の理由によって債務が消滅いたしました額一億四角を差し引きました金額一億四角が翌年度以降に繰り越されたことに相なるのであります。なお、既往年度からの繰り越し債務額はございません。

〔議長退席、副議長着席〕

次に、昭和三十九年度特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は四十三であります。これら特別会計の歳入決算総額は六兆千四百八十億四角、歳出決算総額は五兆五千五百七十五億四角であります。

次に、昭和三十九年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。資金への収納済み額は二兆九千八百九十二億四角でありまして、この資金からの支払い命令済み額及び歳入への組み入れ額は二兆九千八百十六億四角であります。したがって、七十六億四角が昭和三十九年度末の資金残額と相なるのであります。これは主として国税にかかる還付金のうち、支払い決定済みであつて支払い命令未済のもののであります。

次に、昭和三十九年度政府関係機関の決算であります。その内容につきましては、それぞれの決算書によって御承願いたしと存じます。

以上、昭和三十九年度の一般会計、特別会計、国税収納金整理資金及び政府関係機関の決算について、その概略を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

昭和三十九年度決算の概要についての発言に
対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。押谷富三君。

〔議長退席、副議長着席〕

○押谷富三君 私は、自由民主党を代表して、ただいま大蔵大臣から概要説明のありました昭和三十九年度の歳入歳出の決算報告に關連いたしました

二、三の事項につきまして、この機会に政府のお考えをただしておきたいと存するものであります。

御承知のごとく、憲法第九十条、財政法第四十条には、国の決算は、会計検査院の検査報告とともに国会に提出をせなければならぬことになっておりますが、この国会に提出をする取り扱いにつきましては、従来両院の決算委員会においてこれをなされてきたものであります。この慣行は、帝國議會以来一度も例外のないものであります。が、今回これに対して本会議においてこれが概要を御説明になりましたことは、一大改革でありまして、決算の重要性にかんがみましてまことに適切な御処置と存じまして、われわれは与野党を超越してこれに賛成をいたしているような次第であります。(拍手)

決算は、御承知のごとく、予算と表裏一体をなしている大切なものであります。この大切な予算の執行のあとを調べて、効率的に執行されているか、そこに不正がないか、不当がないかを調べるのであり、いわば大切な国民の税金の使い道を調べるのであります。もちろん重要なものであり、厳格なものであります。したがって、ときには世間は、決算委員会に役人いじめをする場所であるとか、あるいはおかしな癖のある役人のあらさがしのように顔をそむける向きもありましたけれども、これはたいへんなあやまちでありまして、われわれは役人の不正をつこうとするものではなく、役人の姿勢を正そうとするものであり、役人と国民との信頼をかくく結びつけようとするのが、決算委員会の目的であります。(拍手)

こういう目的でやっているものでありますから、ときに誤解を生じますが、厳格なものであります。さきに参議院の決算委員会において、大ぜいの人が車を運んである私邸に乗り込んで、家人の承諾を得たといふもの、その私邸内へ入って、家宅捜査か現場検証のまねごとをやったのであるが、これは許されません。国政調査に名をかりた個人のプライバシーの侵害であり、かようなこと

は、国政調査権が凶器となって個人の基本権を侵害したまことに醜い姿であって、衆議院の決算委員会においては、与野党ともにかようなことのないように特に戒めて、今日堂々と審査を続けているようなわけでありまして。

こういうような考え方を持っている衆議院の決算委員会においては、単にこの不正であるとか不当であるとか、非効率であるとかを調べるだけではなくて、予算執行のあとを調べて、多角的な大きな反省を持ちまして、次の政治に対する建設的な意見を引っぱり出す場所が決算委員会であることを政府は御了承願わなければなりません。

こうした大切な決算委員会でありまして、そこで政府においてはこの点を特に御認識になりまして、今回のごとくその取り扱いにおいて画期的な御処置に出られたことは、まことに敬意を表するものであります。今後の決算委員会におけるわれわれの調査にあたりまして、ぜひとも政府は、いままでのように政府委員だけをお茶を濁すような協力ではなくて、政府みずから責任のある態度をもって決算委員会に御協力を願いたいと思ふのであります。これに対する政府の御所見を伺っておきたいと思ひます。

私は、決算委員会において従来取り上げてまいりましたいろいろな問題をここで一々論議しようとは思いませんが、しかし、その中において、非常に大きな問題として、国民の耳目を聳動したといえはオーバーであります。国民の視線を集めたような大きな問題について、いまだ政府の御所見を伺っていないものがあります。それは第五十国会においてたいへんな問題として喧伝されたことですが、それがいまだ政府から御意見を伺っておられない。問題は、国有財産の処分に関する問題であります。国有財産につきましては大蔵省が管理権、処分権を持っております。われわれは、おおよそ役人は、どこでも、だれでも、いつでも、いささかの役得も許されないものであつて、役人がその地位を利用して甘い汁を吸おうな

どということとは最も咎めつすべきことで、断じて戒めなければならぬことと思ひますが、大蔵省が、自分の所管内にある国有財産を、大蔵省の上の人々に、高級の官吏に処分されたといふと、これは内輪でつうつうで、うまい汁を吸ったと国民に疑われてもいたしかたがありません。そこで決算委員会においてはこれを取り上げまして、政府から終戦後今日までの国有財産処分のリストを取ったのであります。このリストが出されたのは十四件であります。同時に調べました政府機関である専売公社から出されたのが七件で、合わせて二十一件です。終戦後大蔵省において処分されたその処分件数は二十万に及んで、二十万の中に二十一件出てきたのですから、いわば一万に一つということになりまして、その一万に一つの問題でも、その内容を精査すればあながち不正とも考えませんけれども、しかし、ここに考えなければならぬことは、一万に一件の問題でも国民はこれくらいいきいきしいものであるというところを日本に役人は痛いほど体験したということでありまして、これはぜひとも政府は十分の考慮をせよとわなければなりません。

世間の声の中には、国有財産は国民の税金に納まっている財産であるから、国民財産である、役人のかつてにされてたまるかという声が横溢している。こういう場合でありますから、政府はこの点についての考え方をしっかりしてもらわなければならぬ。いよいよ大蔵省の役人が、李下に冠を正したり、瓜田にくつあとを残すような愚かをしてはなりません。李下に近づかないこと、瓜田は大回りをしてくつあとを残さないような心がまえが必要であります。この国有財産につきましてもいまだ総括めくくりの御意見を伺っておりませんから、この際大蔵大臣から、国有財産処分に關するあの大きな問題について、大蔵大臣はいかなる反省を持ち、どういふ考えを持っているかを、この席上から国民に知らせてもらいたいと存

するものであります。もう一つだけ申し上げたいのは、これは過去四、五年にわたりました毎年毎年年中行事のごとく繰り返されてまいった問題があります。それは何か。衆議院、参議院の決算委員会、衆参両院の大蔵委員会が毎年やつたのは何か。日本銀行の地下に眠っている供出ダイヤモンドがまだ処分をされておられないことである。その数量は十六万一千カラットという、まことに大量の宝石であります。これに対しての値段がますます高騰してきておるのであります。昭和二十六年には七十二億に評価されたものが、昭和二十八年には六十一億に下がっている。さらに昭和三十三年には六十七億に上がったものが、昭和三十七年には六十七億にまた下がっている。もう物価はますます上昇している。国の貨幣価値は下がっている。その中においてただ一つダイヤモンドだけが、もう二十四年ごろからずっと下がってきつて、上がったり下がったりしているようなことでは、この管理にはおかしいことがないかと世間は疑うようなことも出てくるのでありますから、ここを考へてもらわなければなりません。

いま一つは、この十六万一千カラットという大量のダイヤモンドは、当時の国情から、日本国民が国のために使ってもらいたい、国家のために尽くしたいという愛国の情熱がしみ込んでいたダイヤモンドであり、これを二十数年間日本銀行の地下に眠らしておいては日目の目が当たりません。私は、この愛国の至情がしみ込んでいたダイヤモンドに日目の目を当てることは、日本国民の愛国心に日目の目を見せることとなるのであるから、こゝろでひとと踏み切ってもらったらどうか。実は私の調査によりますと、この大ぜいの供出者の中から六百数十名が、ダイヤモンドを返してくれと政府に要求をしている向きがある。政府はこれに對して行政処分をした。その処分に対して異議を申し立てている。裁判にも移行しているものがあるの

昭和四十一年二月二十五日 衆議院會議録第十九号

昭和三十一年度決算の概要についての発言に対する押谷三君の質疑 昭和三十一年度決算の概要についての発言に
対する勝澤芳雄君の質疑

二七四

存じます。

また、国有財産の処分につきましてはいろいろお
小言をいただきましたが、過去におきまして国有
財産の処分に關し国民からいろいろの御批判を受
け、また、決算委員会におきまして御批判を受け
た。ただいま大蔵省におきまして御批判を受け
十分反省いたしております。つまり、国有財産の
処分について全般的にそのやり方を変えよう、こ
ういう考えであります。いままでは、隨意契約、
指名契約主義でありましたが、原則として競争入
札、こういう方針でその適正を期していきたく
かように考えておる次第でございます。

また、接収貴金屬につきましては、いへん御心配
のようでありまして、接収貴金屬、特にダイヤモ
ンドにつきましては、三十四年以来、被接収者へ
の返還手続をすつとやっておったのです。大体そ
れが終了いたしました。いま手元にダイヤモンド
十六万カラット残っておりますが、これは全部国
庫に帰属をいたす性質のものでございます。それ
を昭和四十一年度から逐次売り払いして国の財源
に充てたい。昭和四十一年度におきましては二万
九千カラット、予算にも十四億六千七百万円、こ
れが収入を予定しております。しかし、この売り
払いは最も適正でなければならぬ。ことに評価に
ついてはお話がありましたが、決して評価が浮動し
ておるわけではございません。評価というものは、そ
のとときにござる、その時点のダイヤモンドの
価格を示すものでありますので、決してこれが理
由なく浮動するものではないのであります。が、
今一回いよいよこれが売り払いを行なうにあたりま
しては、厳正なる評価を行なうために、また、ガ
ラス張りで行なうというところにいたし、今
秋から逐次これを実施に移していきたい、かよう
に考えておる次第であります。また、これが実行
にあたりましては、国会で決議のあることは承知
しております。これを社会福祉——愛国心という
お話がありましたが、社会福祉その他国民の最も
要望する方面にこれを生かしていきたい、かよう

〔内閣総理大臣佐藤作次郎君登壇〕

〇内閣総理大臣佐藤作次郎君 後ほど具体的な問
題につきましては大蔵大臣からお答えをいたしま
すが、私は、決算事務が重要な国政である、この
意味におきまして、政府もこれに積極的に協力す
べきだ、この点は御指摘のとおり私も心得ており
ますから、いままでも慎重審議されております
が、どうか、あの慎重審議、同時にまた、この審
査を通じての貴重な予算編成上の御意見や、あ
るいはまた執行上の御意見を聞かしていただきた
いと思ひます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

〇国務大臣(福田赳夫君) ただいま押谷さんか
ら、決算審議、これをなるべく行政に生かせと
いうお話でございますが、まことにこともつともで
あります。決算委員会における審議の状況は、政
府におきましてでもできるだけこれをその後の政策
に生かしていきたい、かように存じます。また、
責任者が決算委員会に出るようにせよというお話
であります。つとめてさようにいたしたいと思

に考える次第であります。(拍手)

〇副議長(岡田直君) 勝澤芳雄君。

〔勝澤芳雄君登壇〕

〇勝澤芳雄君 私は、ただいま大蔵大臣から御報
告のありました昭和三十一年度歳入歳出決算外三
件につきまして、日本社会党を代表いたしまし
て、総理並びに大蔵大臣に質問をいたします。
(拍手)

国の決算は、従来から単なる報告案件として、
両院それぞれ別個に決算委員会に付託、審議され
てきました。これがため、予算が国の活動を占
めていくのに、国会審議に重要なウエートを占
めていくのに、決算はその業績を示すものである
のにかかわらず、軽視され、審議の結果は、何ら
国政に反映されぬままになっております。われわ
れは、この誤った決算のあり方を是正させるため
に、会計検査院にも、単に不正不当事項の指摘だ
けでなく、積極的に是正改善意見を求めることも
に、予算執行の適正、経済的効果、行政的成果に
ついて審議を行ない、それを予算編成や執行に
反映させ、行政運営の姿勢を正すべく、決算の重
要性について、与野党決算委員協力して強調いた
してまいりました。

その結果、本日、帝國議會が始まって以来初めて
国の決算が本會議で審議されることは、まことに
画期的なことであり、決算の重要性がよりよく再
認識されたものとして、喜びにたえません。まず
総理から、この際、決算の重要性についての御認
識について、御所見を承りたいと思ひます。

第二に、綱紀肅正についてであります。

昭和三十一年度会計検査院の決算検査報告書に
よると、不正不当事項は六百六十四件、二十七億
九千万円で、依然増加の傾向にあります。これは
会計検査院で、全経理の約一割程度を実地検査し
た結果であります。人事院発表の昭和三十一年度
国家公務員の汚職による懲戒処分は千八百四十三
件、法務省の昭和三十一年度国家公務員の犯罪は、

収賄四百五十六人をはじめ千六百四十四人となっ
ております。これらは官僚の特権意識による公共
財産や税金、予算などの私物化、めくら判行政に
よる責任の所在不明、許認可、補助金制度等の自
由裁量権の幅が広過ぎること、人事院規則による
官庁と私企業隔離の原則が有名無実であること等
が官紀紊乱の原因であります。最近の建設省橋梁
汚職、首都高速道路公団の汚職幹部に対する嘆願
書事件、あるいは厚生省や日本専売公社における
選挙違反による公民権停止中の元幹部の復職事件
等はその一例にすぎません。

私は、綱紀肅正については、特に政治の姿勢を
正すとともに、従来のおさまりによる一片の通達
でなく、高級公務員の倫理ともいふべきものを検
討するなど、真摯な対策を講ずべきであると思ひ
ますが、総理の御決意を承りたいと思ひます。
(拍手)

第三は、国有財産の管理処分についてでありま
す。

国有財産管理と処分の実態は、戦後二十年を経
過した今日においても、なお実態不明や不法占
拠、無断使用など多数あり、大蔵省の普通財産に
おいてさえ、実態確認されていないものが、昭和
三十一年度末で十万件以上ありまして、毎年会
計検査院から指摘されております。

また、決算委員会の調査でも、東京大学検見川
総合運動場がゴルフ場に使われていたり、神奈川
県三浦半島網代湾海岸が、一部有名人に年間坪五
十円で別荘地に貸し付けられていたり、多摩川の
河川敷をゴルフ場に坪九円で占用させ、道路公園
が橋をかけるのに坪三万円、総額三千四百万円の
補償金を払ったり、愛知県旧軍用地が払い下げ
後一週間目に一億円も上げて転売されていた
り、あるいは大蔵省の高級官僚や日本専売公社役
員の役得による国有財産の払い下げ等顕著な事例
であります。これらは氷山の一角にすぎないので
はないかと思ひ、まことに憂慮にたえません。
この際、特に大蔵大臣から、国民の疑惑を払う

ために財産管理処分の適正な取り扱いについて御所見を承りたいと思います。

また、高級官僚や政府関係機関等の役員に対する財産処分は、今後一切厳禁すべきであると思いますが、御意見を承りたいと思います。

第四は、決算審議の結果についてであります。

大臣各位は予算を獲得するときは血眼になっておりますけれども、予算の執行や決算についてはまことに無関心過ぎるのではないかと思われます。会計検査院から不正不当事項と指摘されても、おさなりに済まされ、数年間放置され、責任者はいつの間にかえらくなっております。大臣は官僚に使われるだけで、使いこなすところには交代しており、官僚王国、不正者の天国といわれております。

特に最近の決算を見ても、防衛庁では七十九万円の戦車用部品トラスカパーを四百八十七万円で買ったり、国産品で間に合うのに外国品を買って、国産品愛用に逆行いたしております。

郵政省では、昭和三十九年度も三千二百八十八件、二億六千九百九十九万円の郵便犯罪が発生いたしております。特に静岡七周郵便局では三千六十三万円、秋田の浅野郵便局では千九百九十九万円、十数年間にわたって犯罪行為が行なわれておるのであります。

建設省と国鉄による道路の立体交差化工事は、一カ所の相談が二年以上もかかり、道路ができても立体交差化工事がおくれいているために十二億円もの工事が不経済になっておるのであります。

厚生省の血液行政では、昭和三十九年全国の採血量五十九万リットルのうち、八六・五%が山谷や釜ヶ崎などの日雇い労働者による売血であったことはまことに驚くべき事実であります。

外務省の海外移住のための予算は、昭和三十九年度三十億円も使われておるのでありますが、移住実績は千五百人でありまして。

東北開発株式会社は、昭和三十五年度決算で六千八百二十七万円の黒字だと報告されております。

が、決算審議の結果、二億八百万円の赤字であることが明らかになり、昭和三十九年度決算では、資本金四十八億円に対し、累積赤字五十二億円で、資本金を食いつぶしております。

国庫補助金等の不正や不当は依然として絶えません。しかも、単価は実情を無視したもので、地方団体の超過負担は、昭和三十九年度で千四百四十億円にもなり、地方財政を圧迫いたしております。

以上は、ほんの一例であります。せめて各大臣が決算に重大な関心を持っていただきたいと思つてわざわざ申し上げたのであります。けれども、お聞き及びがないのはまことに残念なことでございます。私は特に大蔵大臣から、会計検査院の不正不当事項あるいは是正改善意見や、決算委員会の議決事項については、その責任の所在を明確にするともに、予算編成にも十分取り上げるべきであると思つて、御所見を承りたいと思つております。

第五は、公社、公団、公庫、事業団、その他の特殊法人等や補助団体についてであります。

現在、公社、公庫、公団、事業団、特殊法人等は百以上もあり、乱立の傾向にあります。しかも、その必要性の乏しいものも多くあり、この際根本的に再検討すべきであると思つております。特に人事は、監督官庁の割り当てによる天下りで、局長は理事、事務次官は副総裁で、各省の出先機関にひとしい状態でありまして。給与は、民間の大ものという名目で、月四十万円、退職金は四年間で千二百四十八万円でありまして。監督は後輩、監事の権限は不明確、事業運営は監督官庁の指示のまま、結局高級官僚の口をつくったようなものであります。

私は、この際、公社、公庫、公団、事業団等の新設はやめるとともに、統合整理を積極的に行ない、人事、管理、運営等について再検討すべきであると思つて、総理の御所見を承りたいと思つております。(拍手)

次に、最近の決算を見ても、補助金、委託費による補助外団体は年々増加しております。昭和四十一年度、補助金、委託費総額は一兆二千億円で、国の予算の三割を占めており、補助団体数は一万余に及ぶと推定されております。この補助団体の中には、何のために補助金を出すのか、その判断に苦しむものもあり、各省のなわ張り争いの予算獲得のために同じような団体がつくられ、行政の混乱と国費のむだづかいが行なわれております。特に内閣官房では、内閣の重要政策に関する情報の収集と調査の委託費が、新聞切り抜きにひとしい資料に払われていたり、外務省の日本国際問題研究所は、補助金、委託費をもらうためにつくられたものであると断言せざるを得ません。この際、特に大蔵大臣に要望したいので、中央における補助外団体に対する補助金、委託費は大幅に整理すべきであると思つて、その決意ありや、承りたいと思つております。

第六は、臨時行政調査会の答申についてであります。

臨時行政調査会は、国民のための行政をつくらうと、昭和三十七年二月発足以来、二年七カ月にわたつて二億円の国費によつて、わが国行政制度及び行政運営全般について調査、審議を重ね、昭和三十九年九月答申がなされました。その内容は、行政全般にわたる、まことに重要な指摘をされております。この答申について、政府の態度は、一応尊重するという立場をとりつつも、消極的であることはまことに遺憾であります。

行政改革は国民の声であり、国家的要請であり、能率のよい政府をつくることは、政治の責任であり、これが実施のためには、強い決意と指導力が必要といたします。これこそ佐藤内閣の重大な任務であります。私は、総理から具体的実施への決意を承りたいと思つております。

最後に、決算委員会のあり方についてであります。伊藤博文公の帝国憲法義解には「豫算ハ會計ノ

初トシ決算ハ會計ノ終トシ議會ノ會計ヲ監督スルニ其ノ方法ニツアリ即チ一ハ期前ノ監督ニシテ二ハ期後ノ監督トス」云々とあつて、予算と決算は、期前と期後の違いこそあれ、国家の会計を監督する二大支柱であることは、明治憲法においても明らかであることである。いわんや、新憲法第四十一条において、国会を国権の最高機関と定め、第八十三条において、「國の財政を處理する権限は、國會の議決に基いて、これを行使しなればならない。」とされております。

しかし、従来から、決算については、ことばの上では重要だといわれながら、制度的には軽視せられ、形式的なものになりがちで、その結果、予算の執行がいかにげんに行なわれたり、国民の血税がむだづかいされてきたり、会計検査院の指摘も、おさなりに放任されてまいりました。このような決算軽視の原因は、決算が単なる報告案件として取り扱われてきたところにあると思われま

す。そもそも、明治憲法の起草の段階においても、国会における決算の議決によつて政府の財政に関する責任が解除せられるという見解が強かつたことは確かであり、現に、決算は衆議院に提出すべきか、貴族院に提出すべきか、検討された文獻があるのを見ても、決算を議案として扱うべきであるという意見があつたことがうかがわれます。しかし、明治二十五年、第六回帝國議會に初めて決算が提出せられ、以来、報告案件として取り扱われてきたが、その理論的根拠は不明確のまま今日に及んでおり、新憲法制定の際も何らの論議もされず、旧憲法の引き写しにすぎません。

しかしながら、憲法で、決算は国会に提出すべきしというところは、憲法は、国会が決算を審議する権能と責務を持つてゐることを予想しているものと思われま

昭和四十一年二月二十五日 衆議院會議録第十九号

昭和三十一年度決算の概要についての発言に對する吉田賢一君の質疑

二七六

り扱うことにより、国会の有する行財政の事後監督権が確立せられ、決算の審議が権威あるものとなり、これこそ国会中心財政主義の新憲法の本質に沿うものであると思ひます。(拍手)

以上のように、決算のあり方は、実はわが国会創始以来、七十年來の重大懸案でありますので、政府と国会が同一歩調でこの制度を改革するため、政府としても、関係機関による研究とか、審議会により検討させるとか、積極的な努力を払うべきであると思ひますが、総理の御所見を承りたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 勝澤君にお答えいたします。

決算の重要性につきましては、先ほどもお答えいたしましたのでございまして、重ねては申さないことにいたしますが、国によりまして、たいへん決算に力を入れているところがあります。たとえば、イギリスの国会などは、むしろ予算よりも決算に重点を置く、かようにまでいわれておるのであります。問題は、議決された予算が適正に執行されるかどうか、このことが最も大事だ。また、それが政策にかつていっているかどうかというようなこととございまして、この決算の重要性、これは政府におきましてもよく心得ておるつもりでございます。どうか国会におきましても、決算がたいへん重要な問題だ、こういう意味におきまして、いままで同様に審議におきましても慎重であつてほしいと思ひます。お願いをいたします。

次に、綱紀肅正の問題についてのお話でございますが、行政を担当する者、予算を執行する者、これは申すまでもなく、国民に対して最大の、最善のサービスを提供するものでなければならぬ。率仕して初めてその職責を果たすことができると思ひます。かような意味におきまして、公務員が身を慎まなければならないことは、申すまでも

もございせん。しかし、過去におきまして、収賄その他忌まわしい事件が次々に起こりました。そのために、綱紀肅正が今日もなお必要だと、強く叫ばれておるのであります。申すまでもないことですが、国有財産は、これは国民のものであります。したがって、この国有財産の管理、処分におきましては、国民の利益になるように管理、処分すべきは当然であります。もしも、それらの点につきまして不公平な処置が行なわれるといたしますれば、これは糾弾されなければなりません。さような意味におきまして、私は、機会あるごとに、綱紀の肅正を叫んでまいりましたが、また、政治の最高責任者として綱紀の肅正についての全責任があるのだから、一そうつとめまして、国民の期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

次に、公庫、公団等の政府関係機関の設置についてのお話がありました。これらは、それぞれ国会の審議を経まして、必要であるがゆえに実はつくつたのであります。しかし、御指摘になりましたように、乱設、みだりにこれをつくつておるといふようなことがあつてはならないのでありますから、今後とも設立につきましては慎重を期したいと私は考えております。本年、四十一年度の予算の御審議をいたしておきまして、この際公庫、公団等は一切つくらない、こういう決意をいたしまして予算を編成いたしました。しかし、各分野におきましては、やはり公庫、公団等、特殊なことをすることが望ましい、こういうようなものもございまして、必ずしも、絶対につくらない、かようにお約束するわけではございせんが、これは乱設にならないように一そう注意してまいらうと思ひます。

また、お話にありましたように、でき上がった今日ある公庫、公団等におきましても、これが統合ができるのかという点については、一そうくふうすべきだ。これは、臨時行政調査会におきましてもさような御注意がありますから、政府

はこれもよく心得まして、そうして可能なものは簡単にするようにいたしたい、かように思つております。

また、臨時行政調査会の答申の全般について、政府はできるだけこの趣旨に沿うように、まず簡易なもの、あるいはなし得るものから取り組んでまいらうと思ひます。たとえば、政府の許認可の事項などは、事務的に処理できるものでございまして、まず第一に取り上げたい、かように思ひます。

行政改革というより基本的な問題になります。これはやはり十分検討いたさなければならぬのでありますから、さういふ意味で、政府はさういふ事項について慎重に取り組んでいく体制をつくりたい、かように思つております。

最後に、決算のあり方についてのお尋ねでございましたが、私は、決算そのものは重要な事務柄でございまして、これを議案として扱うということは不適当だ、かように考えております。ただいま同様、報告案件として処理されることで十分だ、かように考えております。また、決算そのものの性格から見ましても、報告案件として処理することが適当なり、かように考えておる次第でございます。

その他につきましては、大蔵大臣からお答えいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤榮作君)登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) ただいま大蔵大臣からお答えがありましたので、重複いたさない部分をお答え申し上げます。

会計検査院の批難に對しまして、その事項事項の責任を明らかにせよということとございまして、私は全くこれは同感であります。さうすべきものであり、また、そうしていききたいと存じます。なお、その同じ批難に對しまして、その後の予算の編成に活用すべしというお話であります。これもそのとおりと存じます。そのようにい

たしてまいらうと思ひます。

なお、補助金の整理につきましては、これまた御説のとおりには私は考えます。なかなか国政も広範になつてまいりますので、思ひようにはまいりませんけれども、補助金の整理につきましては、なお鋭意努力をいたしていきたい、かように考えます。

最後に、国有財産の処分、これはもう厳格にやらなければならぬことは御説のとおりであります。今後は、従来の方式を、原則として一般競争によるという方式を採用する。もう隨意契約とか指名というようなことをいたさない、さういふ方式で適正を期していきたいと存じます。

高級公務員、公社、公団の理事等に対して宛り払いをいたさないといふふうにするかといふ御意見でございまして、それがそのようにいたしたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

○副議長(岡田直吉) 吉田賢一君。

〔吉田賢一君登壇〕

○吉田賢一君 ただいま報告されました昭和三十一年度一般会計、特別会計、政府関係機関の決算等につきまして、民主社会党を代表して、若干御質問申し上げます。

先刻の各質問につきましては、勝澤君の分は、前半は同意見であります。また、押谷君の御質問につきましては、われわれ決算委員会の審議の過程におきまして、全面的に同感であつたのであります。そこで私は、別の角度からこの決算の諸問題につきまして御質疑を試みたいのであります。

第一は、総理もいま決算の重要性をイギリスあたりにも引例して申され、また、事実そのように一般にもいわれるのでございまして、しかし、現実といたしましては、何しろ、国の収支のあとと始末、二年ないし三年前の金の使い道のあとと始末が実際決算でありますので、重要ではあるけれど

も、ほとんど興味がない。言うならば、まことに、これほどじみじみした仕事はないのであります。したがって、予算におきましては、はなはたしい論戦が展開されなければ、決算委員会には、御承知のとおり、委員会の事情よりよりよいものではないのであります。大臣が出てきて、行政責任としてとつちめられるような問題が起つておるときには議員であります。平素は一名ないし三名くらいが常態であります。このように、国会みずからが決算に対する態度をことに冷淡というものは、何であらうか。要するに、私は、第一の問題点は、国会みずからが、憲法に規定しておられる財政の監督権の行使につきまして、その地位につきまして、厳格に反省するということに出発をせねばならぬのではないかと考へるのであります。(拍手)そこで私は、一体これはどうすればいいのであろうか、これについて一、二提案をいたしまして、総理大臣並びに大蔵大臣の御所見を伺つてみたいのであります。

国会は、申すまでもなく、予算に出席して決算に終つたという、この財政処理におきまして、一体三十九年度の決算が四十一年に審査しなければならぬというように、これを改めてはどうか。アメリカにおきましては、御承知のとおり、連邦の会計検査庁が事件ごとに報告をいたしまして、そうして各常任委員会におきましてこれを審査いたします。報告書によりまして、一九六四年におきましては、たとえば朝鮮に対する援助資金等の調査なんかは、相当十字火的な辛らつた質疑等が行なわれたようでありまして、ともかくその年だけで、検査庁の報告を審査いたしました結果、連邦国民が利益となつたものは三億ドルにのぼるといわれるのであります。これは要するに、そのつどそのつど常時検査的にやるからであります。そこで、わが国におきまして、二年ないし三年後にこれを国会が審査するというのではなくして、常時検査的に国会に報告し、これを審査の対象にするということにしてはどうか。もちろん、

ん、それにつきましては、若干会計検査院法その他の改正を必要といたしますが、ともかく、決算重視ということ、国会の運営の上におきまして、また行政面におきまして、また、その目的からいたしまして、これを明らかにする道は、常時検査的な体制を国会みずからがとるほかはないと思ひます。そこで、随時に審査し得る制度に切りかえてはどうか。要するに早期検査であります。この点につきまして総理大臣の御所見を伺いたい。これ以外に手がないうちは思つております。それからいふ一つは、ここだけの問答に終わらずして、嚴重に、決算の結果は、翌年の予算編成、次に來たるべき予算編成にこれを反映せしむるということを実行すべきであります。そこで、大體そのような方針である、決算の結果、検査院の意見は尊重するというのが、いまの大蔵大臣の答弁でありますけれども、しからば、昭和四十一年度予算におき、昭和三十九年あるいはまた四十年、その前々年からの問題でありますけれども、国会において幾多の問題が指摘せられて、各省の予算執行に対する批判、改善意見等が述べられて、はたして、どのような角度で、どのような程度で、どんな内容でこれを予算に反映せしめたのであるか。でき得べくんば、その実績を具体的に御説明願ひたいのであります。

これは要するに、国会の立場に対する重大な反省をわれわれみずから求めつつ、内閣の行政とともに責任を分かつて国の財政を担当していかうというためであります。

第二の問題点は、会計検査院の権限尊重の問題であります。これまた憲法上明確であります。検査院法第一条によりまして、内閣に対し独立するといふことが明確になつておりますので、これはまた議論のないところのようでありまして、これも、現実におきましてははたしてどうか、こゝういふ問題であります。行政に独立といふのは一体何を意味するのであろうか。憲法は立法、司法、行政、三権分立といふのが、憲法学者の通説であります。

ます。はたして検査院の権限というのは第四權になるのであろうか、この点については統一した見解は學者にはないようでありまして、けれども、しかし、異例なことには、憲法上明確に検査院の地位を保護してゐる。さらにまた、検査院法において、内閣に対し独立するということを明記してゐる。あるいはまた、第九十回帝國議會の貴族院の憲法改正特別委員会における當時の金森國務大臣の答弁によりまして、検査院は行政府に独立するといふことを明確に答へたしてゐるのであります。等々、憲法制定の經過の事情にかんがみまして、私は、検査院の地位といふものを最も重視すべきものであろうと考へるのであります。私は、本日この席に検査院長の出席を要求したのであります。法律上不可能とかなんとかいふような見解のもとに、議運ではこれを採用しなかつたらしいのであります。私は、国会に對しまして独立するといふ検査院は考へておりません。しかし、行政に對する独立の検査院は、同時に、国会に對しましては、行政と同じような立場において協力し得るような道を開かねばならぬ。ゆゑに、この点につきましての法律の改正が必要であるならば、改正すればいいのであります。検査院長が當院に出席いたしまして、そして國民の代表の前に検査院の意見、検査の過程、結論等々についてこれを報告するといふことは、憲法の第二章の趣旨を格順するゆゑでないかと思ふのであります。が、総理大臣の御所見はいかがでありますか。(拍手)

第三番目には、これは行政府の態度であります。政府の態度であります。これは私も表裏一々の關係におきまして、決算審議上ことに重要な点であらうと考へるのであります。第一、大蔵省は、会計法四十六條によりまして、常時監査の権限を持つております。しかしながら、実績によりまして、昭和三十三年ごろからはほとんどこれを行なつておられない。昭和三十八年、九年は全然検査を行なつておられないのであります。一体その理由

いかん。大蔵大臣の明答を求めたい。法律を無視するのではないか。

また、行政管理庁は、行政の面から行政の実態、運営につきまして常時監査をしつゝあります。また、検査院は、さきに申しましたごとくに、これまた常時検査の方法があつて、千五百人の職員を動員して膨大なマンモス行政と取り組んでおります。なかなか手が届かぬらしい。そこで私は、行政部門の立場をいたしましてこの国の膨大な予算の執行の問題について検査、監査、監督といったようなことを、これらのそれぞれの機関が横の連絡をとりつつ総合的に運営していくという必要があるか。一つは休止してゐる、一つは大きく過ぎて手が回りかねる、一つは行政一本であります。いずれもこれらをお互いに調整、総合いたしましたして、横の連絡をとりつつ予算の執行に對しましてその適正を期し、効率的な執行を慫慂するといふふうには持つていかねばならないと思ふのであります。が、とかく日本の行政の運営といふものはばらばら行政でありまして、横の連絡調整が欠けておるといふことは、これは臨調の答申の結果をまつまでもなく、全國民の常識的に身をもつて體驗するところでありまして、ゆゑに、この角度からいたしまして、これらの三機關がそれぞれ常時横の連絡をいたしまして、そして財政執行につきまして十分なる監督の実をあげていくといふことが必要ではないか、これに對する総理並びに大蔵大臣の御所見を伺ひたいのであります。

次は、補助金の問題であります。少し具體的の議論を展開してみたいと思ひます。以上は一般論でございまして、具體的な問題といたしまして、決算の角度から考へましたときに、わが国の財政に對する批判、わが国の財政に對する疑問といふものは山積いたしてあります。しかし、この本會議におきましては、その時間もないことであるから、二、三の点だけを指摘いたしますし

て、重要と思われる点を御答弁願いたいのであります。

補助金の問題であります。補助金はあらゆる名目によりまして、あるいは交付金あるいは負担金、その他等々、要するに、何らの反対給付なくして国から給付金を受けるというのが補助金であります。かかる補助金というものが一体どういふふうになつておるのであるまいか。まことにこれは重大な傾向にあることをわれわれは指摘しなくちやならぬのであります。試みにここに数字をあげてみますと、三十九年には、七百六十六億、八千九百四十六億、一般会計でありました。同時にまた、四十年は、一兆八百四十億、四十一年度は、さらに上回りました、一兆二千七百十六億という多額の予算が計上されております。臨調の報告によりまして、昭和三十八年度一般会計、特別会計、政府関係機関等の補助金を総合いたしますと、一兆五千八百七十九億ということになるのであります。まことに膨大な数字であります。わが国の財政における補助金のウエートは実に大きい。種々さまざまな要請から補助金の需要が出ておることは、いまさら申すまでもありません。しかしながら、池田内閣以来、補助金整理に關しましては、すでに膨大な答申が出ております。しかし、これに對しまして、具体的に、一貫した総合した補助金対策というものが、いまだ政府からは示されておらぬのであります。まことに遺憾であります。これらに對する一般的な態度いかんということを、総理に承りたいのであります。あるいはこの点は大蔵大臣でもよろしゅうございます。

そこで、いろんな問題があると思ひますが、私どもは、この補助金問題につきましては、臨調

がかなり詳細な答申をいたしておりますので、原則的にはそれらにあるいは採用すべきだと思ひますが、いずれにいたしまして、この補助金なるものがはたして効率的にほんとうに使用されておるのであるかどうか。あるいはまた、補助金が効率的に使用されない、検査院は、毎年のごとく、膨大な項目の補助金の不正、不当を指摘するのであります。なぜでありましょうか。原因はいろいろありましようけれども、たとえば補助金を交付する時期が誤つておる。おそくて困る。おそれれば、効果、効率が半減するということもいわれるのであります。あるいはまた、名目補助金というものがあつて、百万円もらうために八十万円使つても、その村長さんは名村長になるというのであります。というような風潮が国民的な背景をなしておるということも、われわれは見のがすわけにはまいらぬのであります。

もう一つは、御承知のとおり、この膨大な補助金はその手続がなかなかむずかしいのであります。手続が煩瑣なのであります。煩瑣な手続を経てやるといふことが、とかく効率を阻害する遠因になることは、申すまでもないのであります。こういつたようなことをあれこれと考えてみましたときに、私どもは、補助金制度につきましては、ほんとうに取り組んでいかねばならぬと思ひるのであります。たとえば補助金を交付するときにおきまして、補助金を受ける地方公共団体におきましては、それはあらゆる施策、行政を行なつていかねばならぬので、どうすれば適当な時期に補助金を受けられるか。また、補助金を受けることにつきまして、地方行政団体が、交付税あるいは特に特別交付税につきましては、もっと明確にこれが種類等を明らかにすることが必要

ではないであらうか。一体補助金の項目を見ても、まると、実に種々雑多でございます。八百、九百という補助金を、私も一べん、これはどんなものだろうと思つて見たのでありますが、実にそれは何とも言えぬほどいろいろな名前が使つてあります。要するに、補助金というものの本性をもつと明確にし、その範疇、その概念を明確にし、そのものさしを明らかにすることが必要でないかと思ひます。こういう点につきまして、便宜的ないろいろな名前を用い、いろいろと行なわれておりますけれども、時期を誤らないこと、そしてまた、その規範を明確にすること、概念、範疇を明らかにするといったようなことが一つは前提になつて、なるべく簡易、簡便にこれを与える、あるいはまた、これを定額化する。必要なのは定額化すればよろしい、一々煩瑣な手続は要らぬのであります。あるいはまた、無用なもの、非効率のもの、そついったものはほとんど切つていったらいいのであります。

かくして、私は、補助金問題につきましては、一兆五千億という膨大な国民の血税を使つておるといふことを考へてみまして、この段階におきましては、真剣に取り組んでいくというきわめて大きな課題であつて、この次の年からは補助金問題についてあつたぐさの検査院の批難指摘事項からしめるように期待せざるを得ないので、この点に對する総理並びに大蔵大臣の御所見を伺つておきたいのであります。

第五番目には、国有未利用資源の問題であります。この点は行管が三十八年に指摘いたしました。行管の指摘によりまして、国有財産の未利用のもの、これが、何と皆さん、公算計算が二百四十一億に達するのであります。公算価格であり

まするので、不動産時価にいたしますと三倍以上であります。三倍以上の国有財産が未利用のまま放置されておるというのが、普通財産管理の実態であります。普通財産の管理はとかくなおざりにされておるということは、長い間幾たびか国会におきまして決算委員会で指摘されたのでございしますが、この際、私どもは、このような膨大な未利用不動産の普通財産がもつと有効に、ほんとうにこれが国民のものであるとするならば、総理のいわく、国民のものであるとするならば、適切に効率的にこれを活用し、あるいはまた処分をしてはいかか。これを保管するものは、処分することはとく遠慮します。そういうようなことではなしに、積極的な態勢で取り組む必要はないか。さらにまた、公社、公団におきまして、未利用ないしは不要の多くの財産を持つておるのでございしますが、こういつた点につきましても、行管は進んで調査の対象に取り入れてはいかか。私は、これらの諸問題は、わが国の国家の一般会計その他の財源確保の観点からいたしまして、重要視すべき案件であらうと思ひるのであります。七千三百億円の公債発行は、とかく異常な一種の財政方針になりましたが、こういふときに、このような膨大な未利用普通財産があるというところに目を見開くということは、これはほんとうに決算を重視すべき国民の立場でなければなりません。

○副議長(岡田直君) 結論を急いでください。

○吉田賢一君(続) 私は、一円の金も節約してほしいというのは、国民の声であらうと思ひます。こういう点にかんがみまして、私は、未利用普通財産の活用について御所見を伺ひたい。(拍手)

最後に一点申し上げて、御所見を伺つておきま

すが、国有財産の処分の結果、国有財産の処分につきましては、契約をいたしますが、契約が不履行になるということがしばしばあるのでござい

ます。こういったときに、適切な処置をいたしまして、解除するとか、あるいはまた、返還をするとかいうふうにいたしまして、もつと国有財産の管理、処分につきまして、明確に指示を与えまして管理適正を期することが必要であるのではないかと。しかも、国有財産は、小さいようでありますけれども、これは九兆何千億円というのが、三十九年ごろの国の普通財産の総計になるのでありますので、これらの諸問題を考えますときに、いかに重要な課題であるかということがわかるのであります。どうか大蔵大臣におきまして明確なる御答弁を願いたいのであります。

以上をもちまして、私の質疑を終わることにいたします。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 決算を重視するところとは、もう先ほど申し上げたとおりであります。

ただいま吉田君は、決算が大事なことはよくわかるが、三年前あるいは二年前の決算を見る、そのためにどうも興味が無い、興味が少ない、かような実情にあるから、これで決算を大事にしろ、というためには、もっと早期に検査のできるような方法はないか、こういう御提案であります。私も、確かに大事なことでありますが、興味の無い事柄だ、過去の、しかも二年、三年前のものを調べることは、ほんとうに興味が無いことだろう、かように思います。しかし、決算委員会の面々が、それにもかかわらず、たいへん慎重に御審議をいただいておることについて、心からお礼を申し上げます。ただいま申し上げましたとおり、

早期に検査のできるような方法、これは政府も、また国会も、ともどもに検討すべきことだろう、かように私は思います。

次に、会計検査院、これは法律の第一条にも明記しておりますように、内閣から独立しておることは御指摘のとおりであります。だが、これも国会の審議に對しましてはもちろん協力すべき立場にある、かように思っています。本日呼ばれたけれども、出でなかつたといふのは、連合委員会等はいくで何かたまたま取りやめられたことがあつたといふ、かたがちは私に思いません。

次に、予算の執行状況、これは大蔵省においてまとめておりますが、もちろん、事柄によりましては、必要ならば総理大臣がその実情を各省に對して徴することは、これは當然の職務だ、かように私は考えております。

補助金並びに国有財産等についてお尋ねがありました。大蔵大臣からお答えいたします。

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 大蔵省の監査が勵行されていらないじゃないかということでございますが、大蔵省の監査は、財務局が出先機関として隨時やつておるのです。まだ徹底をいたさないかも知れませんが、今後とも督促していたしたいと存じます。

なお、検査院や行政管理局と連絡をよくせよというお話ですが、ごもっともなことであります。まして、これもつとめてまいりたいと存じます。

なお、補助金を整理すべしというお話でござい
ますが、これは私も最も頭の痛い問題の一つで
ございます。各方面から補助金補助金という要求が
あるわけでありまして、昭和四十一年度におきまし

でも、二十七の補助金を廃止しております。また、補助金の額を減額したものが五十四件あるわけがあります。また、統合したものが、三十九件

のものを二十九件にいたしております。また、補助金に終期をつけることにいたしましたものが八件と、そういうふうに努力はしておるのでありますけれども、また、新しいものも相当要請があるわけでありまして、この補助金の問題は、国会の御協力がなければ何ともいたがたいのであります。この上ともよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

国有財産の問題につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、今後は制度の改正も含めて、厳正を旨としてやっていきたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣福田篤泰君登壇〕

○国務大臣（福田篤泰君） 　お答えいたします。

未利用の国有財産の利用問題でございますが、行政管理庁といたしまして、昭和三十六年に行政財産の監察を行ないまして、有効な利用につきまして適切なる勧告を行なった次第でございます。

なお、昭和三十七年には、普通財産の監察を行な
いまして、これに対する長期的な基本計画を立て
るように勧告いたしました。三十八年には、官庁
物品の監察を行ないまして、死過蔵品に対する予
防並びに活用 of の措置につきまして勧告を行なつた
次第でございます。なお、これらは、御指摘のと
おり、きわめて大切な問題でありますので、今後
の改善につきましても極力推進する覚悟ござい
ます。(拍手)

〔國務大臣永山忠則君登壇〕

○国務大臣（永山忠則君） 補助金等合理化審議会の答申の趣旨に沿いまして、補助金の合理化もある。

わけて、これに伴う財源の再配分につきましては、近く地方制度調査会の審議をまちまして、実現に全力をあげたいと存じておる次第でございます。

○副議長(園田直君)　これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散會

出席國務大臣

内閣總理大臣	佐藤 榮作君
大藏大臣	福田 赳夫君
文部大臣	中村 梅吉君
自治大臣	永山 忠則君
國務大臣	福田 篤泰君
國務大臣	藤山 愛一郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君
自治省財政局長 柴田 護君

○朗読を省略した議長の報告
(報告書及び文書受領)

二、去る二十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和四十年年度漁業の動向等に関する年次報告
沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和四十一年年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

〔通知書受領〕

昭和四十一年二月二十五日 衆議院會議録第十九号

朗読を省略した議長の報告

二八〇

一、去る二十三日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十年年度政府関係機関補正予算（機第3号）

（政府委員承認）

一、昨二十四日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣総理大臣官房広報室長 三井 芳文
大蔵省銀行局保険部長 上林 英男
通商産業省重工業局次長 赤澤 璋一
郵政省電波監理局放送部長 館野 繁
（常任委員辞任）

一、去る二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 今澄 勇君
法務委員 賀屋 興宜君
社会労働委員 鍛冶 良作君
農林水産委員 八木 一男君
運輸委員 兒玉 末男君

予算委員 小淵 恵三君
勝岡田清一君
永井勝次郎君
小松 幹君
永末 英一君
森本 靖君
鈴木 一君
賀屋 興宜君

一、去る二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 長谷川 峻君
社会労働委員 永井勝次郎君
農林水産委員 勝岡田清一君
運輸委員 中馬 辰猪君
建設委員 栗原 俊夫君
予算委員 石田 宥全君
岩動 道行君
木村武千代君

決算委員 渡 徹郎君
森本 靖君
栗原 俊夫君
小松 幹君
石田 宥全君

一、昨二十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 西ヶ久保重光君
大蔵 亨君
大蔵委員 大原 亨君
社会労働委員 滝井 義高君
運輸委員 加藤 清二君
野田 卯二君
小松 幹君
永井勝次郎君
竹本 孫一君
田口 誠治君
大原 亨君
河野 正君
山田 趾目君
西ヶ久保重光君
只松 祐治君
石田 宥全君
小林 進君
中馬 英夫君
村山 喜一君
受田 新吉君

勝岡田清一君
多賀谷眞稔君
山花 秀雄君
坂本 泰良君
橋崎弥之助君
加藤 清二君
山口丈太郎君
今澄 勇君
滝井 義高君
玉置 一徳君
細谷 治嘉君
田原 春次君
帆足 計君
八木 一男君

栗原 俊夫君
石田 宥全君
小松 幹君
永井勝次郎君
勝岡田清一君
永井勝次郎君
小松 幹君
栗原 俊夫君
石田 宥全君
小松 幹君
永井勝次郎君
勝岡田清一君
永井勝次郎君
小松 幹君
栗原 俊夫君
石田 宥全君

神近 市子君
長谷川 保君
森本 靖君
小松 幹君
永井勝次郎君
栗原 俊夫君
華山 親義君
勝岡田清一君
多賀谷眞稔君
山花 秀雄君

一、去る二十二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 吉田 賢一君
法務委員 鍛冶 良作君
社会労働委員 賀屋 興宜君
農林水産委員 永井勝次郎君
運輸委員 勝岡田清一君

賀屋 興宜君
小淵 恵三君
小松 幹君
永井勝次郎君
勝岡田清一君
永井勝次郎君
小松 幹君
栗原 俊夫君
石田 宥全君
小松 幹君
永井勝次郎君
勝岡田清一君
永井勝次郎君
小松 幹君
栗原 俊夫君
石田 宥全君

一、去る二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 中馬 辰猪君
社会労働委員 八木 一男君
農林水産委員 兒玉 末男君
運輸委員 長谷川 峻君
建設委員 栗原 俊夫君
栗原 俊夫君
石田 宥全君
愛知 揆一君
松浦周太郎君
小松 幹君
永井勝次郎君
永井勝次郎君
小松 幹君
栗原 俊夫君
石田 宥全君

一、昨二十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 大原 亨君
西ヶ久保重光君
大蔵委員 今澄 勇君
社会労働委員 受田 新吉君
運輸委員 野田 卯一君
建設委員 滝井 義高君
予算委員 木村 剛輔君
田原 春次君
坂本 泰良君
橋崎弥之助君
坂本 泰良君

田口 誠治君
玉置 一徳君
山口丈太郎君
西ヶ久保重光君
小林 進君
只松 祐治君
石田 宥全君
八木 一男君
帆足 計君
勝岡田清一君
多賀谷眞稔君
山花 秀雄君

決算委員

田口 誠治君
玉置 一徳君
山口丈太郎君
西ヶ久保重光君
小林 進君
只松 祐治君
石田 宥全君
八木 一男君
帆足 計君
勝岡田清一君
多賀谷眞稔君
加藤 清二君
今澄 勇君
小松 幹君
永井勝次郎君
勝岡田清一君
永井勝次郎君
小松 幹君
栗原 俊夫君
石田 宥全君
小松 幹君
永井勝次郎君
勝岡田清一君
永井勝次郎君
小松 幹君
栗原 俊夫君
石田 宥全君

一、去る二十三日、産業公害対策特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 小山 省二君（理事館岡兵輔君去る二十三日理事辞任につきその補欠）
（特別委員辞任）
一、去る二十三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員 小沢 辰男君
井出一太郎君
物価問題等に関する特別委員 井出一太郎君
（特別委員補欠選任）
一、去る二十三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員 井出一太郎君
小沢 辰男君
松平 忠久君
河野 正君

物価問題等に関する特別委員 坂村 吉正君

(議案提出)
一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次の通りである。

消費者基本法案(春日一幸君外一名提出)
一、去る二十三日、内閣から提出した議案は次の通りである。

海外移住事業団法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨二十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

(議案受領)
一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案

(議案付託)
一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(川崎寛治君外九名提出、衆法第一五号)

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)
運輸委員会 付託
核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)
科学技術振興対策特別委員会 付託

昭和四十一年二月二十五日 衆議院会議録第十九号

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

海外移住事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九三号)

一、去る二十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案(内閣提出第九一号(予))
一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、衆法第一六号)

物価問題等に関する特別委員会 付託
(議案送付)
一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(川崎寛治君外九名提出)

一、昨二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

消費者基本法案(春日一幸君外一名提出)
(議案通知書受領)
一、去る二十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
昭和四十年度政府関係機関補正予算(機第三号)

(答弁書受領)
一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員高田富之君提出石油製品販売業の現状と対策に関する質問に対する答弁書

石油製品販売業の現状と対策に関する質問主意書
右の質問主意書を出す。

昭和四十一年二月十六日
提出者 高田 富之

衆議院議長 山口喜久一郎殿
石油製品販売業の現状と対策に関する質問主意書

一 通産省の行政指導による石油精製元売業者の「標準価格制」は撤廃されたが、今後の元売価格の変動の見通しはいか。

二 石油販売業においては、不況対策の一環として、行政指導に基づいて「正札販売」対策を推進してきたが、これが一般小口需要者に対してのみ実効をあげており、大口需要者は依然として安値のまま購買している実情にある。

これでは、一般小口需要者への犠牲を軽減するものであると同時に、石油販売業者の経営安定にもさして役立たない結果となつていゝのではない。

今後、石油販売業者の過当競争を排除して、業界を安定させるため、一層適切な措置を指導する必要があると考えるがい。

三 石油販売業者は、精製元売業者への系列化によつて従属状態におかれていて、小売販売業者の自主性を確立し、不当に不利益を受けることのない立場に立たしめるよう諸施策を講ずべきものと思ふがい。

四 石油販売業者の不況克服のため、特に左記事項について配慮すべきものと考えて政府の所見いか。

1 石油製品における揮発油税等の諸消費税の

撤廃若しくは軽減措置
2 石油販売業は油槽所、給油所等の設備を要し、消防法等の規制もきびしいため多額の資金を要するが、商工中金、中小企業金融公庫その他低利長期融資に関する特別の措置を右質問する。

昭和四十一年二月二十二日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 山口喜久一郎殿
衆議院議員高田富之君提出石油製品販売業の現状と対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員高田富之君提出石油製品販売業の現状と対策に関する質問に対する答弁書

一 現行の標準価格は、御承知のとおり昭和三十七年十一月、石油製品価格の著しい低下に対処して決められたものである。

その後、三十九年末まで石油製品価格は大幅な下落を続け、石油各社の経理状態はきわめて悪化した。

幸い四十年に入つてからは市況も徐々に回復し、安定してきた。

したがつて、標準価格は、本年二月十五日付けをもつて廃止した。

今後、適切な需給計画を組むとともに業界もむだな過当競争を避け、秩序の維持に努力すれば石油価格は安定した歩みを続けようと思ふ。

二 現在通商産業省がガソリンの末端販売業者に対して行なつていゝ正札販売指導は、過当競争による石油販売業者の不当な販売競争を是正するため店頭価格を表示するとともに表示された価格で販売することおよび不良ガソリンの販売をしないことを内容として、特定の地域の末端販売業者に対し直接行なつていゝものであるが、最近ではこの指導の効果もあつて大口、小

二八一

口とも販売方法は次第に改善されるに至つた。

三 石油販売は、販売施設に多額の資本が必要である等石油製品販売の特殊性のため、戦前から元売りの系列販売方式によつて行なわれているが、現在のところ系列販売による問題はとくにないと考えられる。

しかし、石油販売業者は大部分が中小企業であるため、組合を中心とする組織活動の育成強化、経営指導、販売指導等が必要であるとともに、金融面でも組合の融資業務を充実すること等が必要である。

今後、石油販売業者の経営安定のための措置を必要に応じ検討したい。

四

1 石油はエネルギーの大宗を占めるものであるため、低廉、かつ、安定的な供給を確保する必要があるが、揮発油税等の消費税については道路財源等の問題もあるのでこれを撤廃もしくは軽減する措置をとることは困難である。

2 石油販売業者は九割以上が中小企業者で構成されており、すでに商工組合中央金庫、中小企業金融公庫から融資を受けている者も多いが、今後ともその金融円滑化に配慮してまいりたい。

右答弁する。

衆議院會議録第十八号中正誤

ハシ	段	行	誤	正
二五	一	五	半数	半数
二五	一	六	自己	自己
二二	三	三	賜った	贈った
二二	三	末	材業	林業
二二	三	文出		支出
二二	四	点青		点晴

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料共)

所 行 発

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)